

岡崎市指定移入種の指定

市長は、他の地域から人為によって導入され、生態系、人の生命・身体、農林水産業に係る被害を及ぼし又は及ぼすおそれのある動植物を、指定移入種として指定します。

指定移入種に係る規制

- 放逐、植栽又はその種をまくことが禁止となります。
- 市長は、違反者に対して行為の中止等を勧告し、これに従わない場合は行為中止命令・原状回復命令等を行うことができます。命令等に従わない場合、10万円以下の罰金が科される場合があります。

指定移入種に係る禁止行為



放逐



植栽



種まき

保護区外における開発行為に対する助言又は指導

市長は、一定規模以上の開発行為を行う者に対し、自然環境の保全上影響の軽減を図る必要があると認めるときは、施行計画・施行方法等について助言又は指導をします。

助言又は指導対象となる開発行為

都市計画法に規定する開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為のうち、開発区域面積が3,000平方メートル以上
土石・鉱物の採取、水面の埋立て等の土地の区画形質の変更を伴う事業	その面積が3,000平方メートル以上
〔森林、農地、緑地その他良好な自然環境を形成する土地として利用するために行う事業、農地、道路及び河川の整備事業並びに下水道施設及び水道施設のうち、建築物以外のものの設置に係る事業は除く。〕	搬入土量又は搬出土量が3,000立方メートル以上

